

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
指 導 担 当 係 長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課
財 政 第 二 係 長

令和 6 年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）
申請手続等について

令和 6 年度における国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請手続等については、本日保発 1206 第 1 号をもって保険局長から都道府県知事宛て通知されたところですが、交付申請書類の提出事務等については、下記の事項に留意の上交付申請手続等を進められるようご連絡いたします。

また、例年、会計検査院の实地検査において国民健康保険調整交付金の不適正受給について指摘を受けているところですが、平成 30 年度から都道府県が、財政運営の責任主体として新たに保険者に加わるとともに、当該交付金の交付申請及び実績報告等を直接行うこととなりました。一方で、市町村においては引き続き、当該交付金の算定の基礎となる資料等の作成を行うことから、交付申請に係る事務処理については、貴管内市町村に対する指導の強化を図るとともに、都道府県においても確認及び審査の徹底を図られるよう申し添えます。

なお、地方公共団体からの令和 5 年地方分権改革に関する提案を踏まえ、申請様式の簡略化等の申請事務の改善を行いました。具体的には、様式 32 から様式 AM-1・2 への自動転記機能を改修しております。貴管内市町村へ周知いただくよう、お願いいたします。

記

1 交付申請等に係る事務処理の適正化について

交付申請については、申請金額の算定の基礎となる係数等の確認事務が特に重要であることから、主として次の事項について、申請書等の指示による係数であることを十分確認するとともに、関係帳簿との突合を行うなど、その徹底に努めること。

また、市町村に対し、申請金額の算定の基礎となる資料の作成に当たり確認等を十分に行うよう事前説明会等を実施し指導するとともに、都道府県においても申請金額の算定に当たり確認等を十分に行うことで、交付申請等に係る事務処理の適正化を図ること。

- (1) 医療給付費実績等の調整対象需要額算定上の対象経費
- (2) 調整交付金算定上の基準総所得金額
- (3) 退職被保険者等の遡及適用に伴う一般被保険者数等の修正

2 調整交付金交付申請書作成システムの変更等について

交付申請書等の作成については、調整交付金申請書作成システムにより行っているところであるが、昨年度からの変更点等の詳細について、開発業者から納品される変更点一覧、取扱説明書等を参照すること。

3 過年度データの保存について

会計検査院からの指摘事項でもありますが、過年度の補助金は、会計検査院の検査の対象となり、過去のデータで再算定することが必要になる場合がございますので、今後は少なくとも交付額の確定から5年間は、申請当時のデータを再現できるよう、データの保存やシステム改修等、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

4 交付申請書様式作成上の留意事項について

【参考資料】令和6年度調整交付金の交付申請（変更）に係る事務フローのとおり、都道府県が調整交付金の交付申請等を行うことから、申請金額の算定の基礎となる係数等の把握のために市町村と十分な連携を図ること。

また、普通調整交付金の算出に必要な「調整対象需要額」及び「調整対象収入額」は都道府県単位で算出されることになるため、管内市町村の一部が算定の基礎となる係数を誤ると、再度都道府県において調整対象需要額等を計算し直す必要が生じることについて留意すること。

このため、以下の様式については、報告必須様式とする。

- 連動基礎表<(その1)市町村>
- 基礎表X (その1、その2)
- 基礎表Y (その1、その2、その3)
- 市町村調整対象需要額算出表 (様式第3-1、3-2)
- 特別調整交付金算出基礎表 (様式26、31、27、AP-3、BA、AY、24)
- 特別調整交付金交付内訳表 (様式Z-1)

なお、「令和6年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）の交付基準等の一部改正について」（令和6年11月14日保国発1114第1号）（以下「令和6年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）」という。）の申請事由のうち、市町村の特別事情（1、4、5、6）及び都道府県の特別事情（1、2、3、5）について、算定対象となるものは、特に定めのあるものを除き、令和6年1月1日から同年12月31日までに国保特会から支出した費用額であるので留意すること。

<市町村様式関係>

- (1) 連動基礎表（その１）の「一般被保険者数」の欄については、月報Ａ表で記載されている各月末の一般被保険者数から、遡及適用を行った退職被保険者等数を控除すること。具体的には、令和６年１月から同年１２月末までの間に退職被保険者等の遡及による届出又は職権適用処理を行った被保険者数を、「遡及退職被保険者等」（＃０１４Ｂ～＃１２４Ｂ）欄に計上すること。特に、資格取得日と処理日が月をまたぐ場合には、月報Ａ表に反映されないことから、当該欄に計上するよう留意すること（下表参照。）。

遡及退職資格取得日	令和６年 １月	令和６年 ２月	令和６年 １１月	令和６年 １２月
遡及退職被保険者等欄に入力不要 （月報に反映済み）	１月末 までの処理	２月末 までの処理	１１月末 までの処理	１２月末 までの処理
遡及退職被保険者等欄に入力必要	２月１日 以降の処理	３月１日 以降の処理	１２月１日 以降の処理	遡及なし （１２月末までの処理 を対象とするため）

- (2) 基礎表 X（その１）の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

〔介護納付金〕

- ① 「本年度概算介護納付金額」（＃２８４）については、都道府県から示された介護納付金按分額（本年度概算納付金額、前々年度精算分、前々年度調整分等を基に算出した額）を円単位で入力すること。

※令和６年度の列の「前々年度介護納付金額精算分」及び「前々年度介護納付金額調整分」欄については、「本年度概算介護納付金額」（＃２８４）に入力する介護納付金按分額に含まれるため入力は不要であること。

- (3) 基礎表 X（その２）の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

〔前期高齢者納付金〕

- ① 「本年度概算前期高齢者納付金」（＃０１４）については、都道府県から示された前期高齢者納付金按分額（本年度概算前期高齢者納付金、前々年度精算額及び前々年度調整額を基に算出した額）を円単位で入力すること（「事務費」の金額を加算しないこと。）。

※令和６年度の列の前期高齢者納付金の「前々年度精算額」及び「前々年度調整額」欄については、「本年度概算前期高齢者納付金」（＃０１４）に入力する前期高齢者納付金按分額に含まれるため入力は不要であること。

〔前期高齢者交付金〕

- ② 「本年度概算前期高齢者交付金」（＃１１４）については、都道府県から示された前期高齢者交付金按分額（本年度概算前期高齢者交付金、概算調整対象基準額、前々年度精算額及び前々年度調整額を基に算出した額）を円単位で入力すること。

※令和6年度の列の「本年度概算退職被保険者等に係る概算調整対象基準額」の欄、前期高齢者交付金の「前々年度精算額」及び「前々年度調整額」の欄については「本年度概算前期高齢者交付金」(#114)に入力する前期高齢者交付金按分額に含まれるため入力は不要であること。

〔後期高齢者支援金〕

- ③ 「本年度概算後期高齢者支援金」(#184)については、都道府県から示された後期高齢者支援金按分額（本年度概算後期高齢者支援金、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金、前々年度精算額及び前々年度調整額を基に算出した額）を円単位で入力すること（「事務費」の金額を加算しないこと。）。

※令和6年度の列の「退職被保険者等に係る後期高齢者支援金」の欄、後期高齢者支援金の「前々年度精算額」及び「前々年度調整額」の欄については、「本年度概算後期高齢者支援金」(#184)に入力する後期高齢者支援金按分額に含まれるため入力は不要であること。

- ④ 「本年度概算病床転換支援金」(#274)及び「退職被保険者等に係る病床転換支援金」(#294)については、病床転換支援金は令和6年度についても徴収されないことから、「0」を入力すること。

- (4) 基礎表Y（その1-4、その2-4）の未就学児（8割給付）については、次のとおり扱うこととする。

未就学児までを対象とする医療費助成については、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について（平成28年12月22日保国発1222第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）で示したとおり、平成30年度より国保の減額調整措置は行わないこととしている。

※地方単独事業分に係る費用額等は一般分に計上すること。

- (5) 基礎表Yに関して、1割自己負担の70歳以上一般被保険者に係る給付のうち、9割給付となる平成20年3月以前診療分については、基礎表Y（その1-2-1）及び基礎表Y（その2-2-1）に計上することとし、2割自己負担の70歳以上一般被保険者に係る給付は、基礎表Y（その1-2-3）及び基礎表Y（その2-2-3）に計上すること。

なお、給付対象者数については、令和6年4月1日（事業の実施が令和6年4月2日以降である場合は、当該実施日の属する月の末日）現在となるが、同日に後期高齢者医療制度へ移行した被保険者を除くこととし、基礎表Y（その1-2-1）において計上する給付対象者及び基礎表Y（その1-2-3）において計上する給付対象者は、それぞれ重複がないように被保険者数を計上すること。

また、退職被保険者等に係る振替処理に伴う療養の給付等の取扱いについては、取扱説明書の項目説明のとおり、振替処理の対象となる退職被保険者等に係る前年度12月～2月の療養の給付、1月～3月の療養費等の額を療養諸費の総額から控除することにより調整するため、数値の入力について特に留意すること。

なお、具体的には、以下の方法によるものとする。

- ① 前年度以前に退職被保険者等の資格が遡及する場合であって、当該退職被保険者

等に係る診療分及び高額療養費の支給額等のうち、一般被保険者分として経理されていた前年度12月～2月の療養の給付費、1月～3月の療養費等を調整の対象とすること。

- ② 基礎表Y(その1-1～4)及び基礎表Y(その2-1～4)については、従来の方法による調整前の「費用額」、「保険者負担分」等の実績から上記①で求めた前年度12月～2月の療養の給付費、1月～3月の療養費等を控除した数値を入力すること。

なお、「給付対象者数」の欄も同様とすること。

- ③ 令和6年度の交付申請における基礎表Yの取扱いについては、令和6年12月末日までに退職被保険者等であることが判明しているものを調整の対象とすること。

- (6) 基礎表Y(その1-1)及び基礎表Y(その2-1)の一部負担金の「外来薬剤」欄(再掲)については、事業状況報告書の記載要領に準じて入力を行うこと。

- (7) 基礎表Yその1関係における地方単独事業分に係る調交省令別表第一の調整率を算出する際には、食事療養に要した費用を含めないこと。

基礎表Yその2関係において食事療養に要した費用に対する地方単独事業の実施の有無にかかわらず、地方単独事業対象者に係る食事療養費に要した費用は、事業ごとに療養の給付費に係る分と同率を使用すること。

※令和5年度療養給付費負担金実績報告書と同じ取扱いとすること。

- (8) 基礎表Y関係における「費用額」、「保険者負担額」等の入力に当たっては、国民健康保険法第64条第1項の規定による損害賠償金、同法第65条第1項の規定による徴収金並びに同条第3項の規定による返還金及び加算金の額を控除した額を入力すること。

※療養給付費負担金実績報告書の作成における取扱いに準じた取扱いとすること。

- (9) 基礎表Y関係における「高額療養費」については、計上漏れがないことをよく確認すること。特に保険者負担分に対する高額療養費の割合が、「重度心身障害者向けの地単事業」であれば10%以下、「母子家庭向けの地単事業」であれば5%以下、「子供(未就学児を除く)向けの地単事業」であれば3%以下の場合は、当該地単事業としての高額療養費の計上がされているか必ず確認すること。

- (10) 東日本大震災のため一部負担金の猶予等があった場合の基礎表Yの入力方法について、以下のとおりとすること。

- ① 診療報酬の概算請求分、保険者不明分ではないレセプト請求分については国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)より送付された「国民健康保険診療報酬等請求内訳書【特記事項96・97再掲】」(以下「請求内訳(96・97再掲)」という。)が負担割合毎に分けられているため、当該内訳書を参考に通常レセプトと同様に入力すること。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の基礎表Y「保険者負担分」については、基準額から標準負担額等を除いた額となるが、「請求内訳(96・97再掲)」

の「保険者負担分」には減免となった標準負担額も含まれており、その分を除かなければならないため、対象レセプトを1件、1件確認する必要がある。しかし、件数が多く、その算定が困難である場合の入力方法は次のとおりとすること。

「請求内訳（96・97 再掲）」の「食事療養・生活療養費」の「保険者負担分」から「以下により算出した額」を控除した額を基礎表Y（2－1～2－4）の「一般分」の「保険者負担分」欄へ入力すること。

<以下により算出した額>

「請求内訳（96・97 再掲）」の「食事療養・生活療養費」の「費用額（基準額）」から「減免猶予額」を控除した額に全国平均の標準負担額割合（市町村保険者 33.12%）を乗じ算出した額（円未満切り捨て）

- ② 概算請求分については、負担割合毎に分けられていないため、国保連合会より送付された「診療報酬等請求内訳書（概算分）（国保）【猶予額再掲】（令和6年〇月分）」（以下「請求内訳（概算分）」という。）の「概算請求分」欄の「計（合計額）」から「平成23年3月12日以降の診療増及び一部負担金等の猶予分」を控除した額に10／7を乗じた額（円未満切り捨て）を「基礎表Y（その1－1）」の「一般分」の「費用額」欄に入力すること。また、概算請求分は負担者番号単位毎で出力されるため、負担者番号が国保一般分のみ上記の額を入力すること。

- ③ 保険者不明分についても、負担割合毎に分けられていないため、国保連合会より送付された国保一般分の「請求内訳（概算分）」の「保険者不明分」欄の「計（合計額）」から再掲「保険者不明分猶予額」の合計額と「請求内訳（概算分）」の再掲の「保険者不明分食事・生活療養」を控除した額に10／7を乗じた額（円未満切り捨て）を「基礎表Y（その1－1）」の「一般分」の「費用額」欄に入力すること。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の基礎表Y「保険者負担分」については、基準額から標準負担額等を除いた額となるが、標準負担額を「請求内訳（概算分）」で把握できないため、入力方法は次のとおりとすること。

「請求内訳（概算分）」の再掲の「保険者不明分食事・生活療養費」の「合計」から「以下により算出した額」を控除した額を基礎表Y（その2－1）の「一般分」の「保険者負担分」欄へ入力すること。

<以下により算出した額>

「請求内訳（概算分）」の再掲の「保険者不明分食事・生活療養費」の「合計」額に全国平均の標準負担額割合（市町村保険者 33.12%）を乗じ算出した額（円未満切り捨て）

- (11) 様式第2-1「特別調整交付金算出基礎表」の「財政支援済の減免額」（#161）については、「災害等により令和6年1月1日から同年12月31日までの間に減免した保険料（税）の額（退職被保険者等分を除く）（#102）」のうち、国民健康保険災害臨時特例補助金、国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金で既に財

政支援を受けている減免額（令和6年度に財政支援を受ける予定のものを含む。^{※1}）を入力すること。

※1-1 災害等とは、風水害（津波を含む。）、火災、震災、雪害、凍霜害、干害及び虫害並びに飢饉及び不況等をいうこと。

※1-2 令和6年度災害臨時特例補助金及び令和6年度特別調整交付金の申請様式AP-1（東日本大震災による財政負担増に係る特別調整交付金）の申請額（保険料（税）減免の特例措置）のうち令和6年4月から同年12月納期分に係る財政支援分。

なお、令和6年4月から同年12月納期分に係る財政支援分については、様式AP-1（#011、#021）の額に9/12を乗じるなどして算出すること。

※1-3 令和6年度特別調整交付金の申請様式BK（新型コロナウイルス感染症による財政負担増に係る特別調整交付金）の申請額のうち、令和5年度分の保険料（税）のうち令和6年1月から同年3月納期分に係る減免の特例措置及び令和5年度以前相当分の保険料（税）であって、令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものの減免に係る特例措置に係る財政支援分。

なお、これらの財政支援分については、様式BK（#022）の額及び様式BK（#099）の額のうち該当分を合算するなどして算出すること。

※1-4 様式AP-3（東日本大震災による財政負担増に係る特別調整交付金）及び様式BK（新型コロナウイルス感染症による財政負担増に係る特別調整交付金）の申請額（前年度財政補填不足分等）のうち令和6年1月から同年3月納期分についても、財政支援済とみなして「財政支援済の減免額」に含めること。

(12) 様式第2-2「特別調整交付金算出基礎表」の「財政支援済の減免額」（#061）については、「災害等による令和6年1月1日から同年12月31日までの間に減免した療養の給付に係る一部負担金の額（特定療養費を含む）（様式第3-3の交付要件である場合及び退職被保険者等分を除く）（#041）」のうち、国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で既に財政支援を受けている減免額（令和6年度に財政支援を受ける予定のものを含む。^{※1}）を入力すること。

※1-1 令和6年度災害臨時特例補助金及び令和6年度特別調整交付金の申請様式AP-1（東日本大震災による財政負担増に係る特別調整交付金）の申請額（一部負担金免除の特例措置）のうち令和6年3月から同年12月診療分に係る財政支援分。なお、令和6年3月から同年12月診療分に係る財政支援分については、様式AP-1の（#031）の額に10/12を乗じるなどして算出すること。

※1-2 様式AP-3（東日本大震災による財政負担増に係る特別調整交付金）の申請額（前年度財政補填不足分等）のうち令和6年1月から同年2月診療分についても、財政支援済とみなして「財政支援済の減免額」に含めること。

ただし、退職被保険者分は除くこと。

(13) 様式第2-4「特別調整交付金算出基礎表」の「結核性疾患及び精神疾患に係る療養

給付費等の内容」の各欄は、地方単独事業を実施しており算定省令第4条第2項から第7項に該当する場合、当該費用額及び保険者負担額等に算定省令別表第1に定める率を乗じて得た額を入力すること。

(14) 様式第32の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

なお、様式32、AM-1、AM-2について、一般被保険者数など同じ数値が入る箇所は自動転記される。

- ① 「一般被保険者数（賦課期日現在）」（#011～#014）については、賦課期日現在の一般被保険者数であって、各年度の10月31日までに把握したものをそれぞれ入力すること。
- ② 「保険料（税）調定総額（一般被保険者分）」（#021～#024）については、「一般被保険者数（賦課期日現在）」で計上された者の保険料（税）調定総額を入力すること（各年度の10月31日までに把握した条例減免後の調定総額を入力すること。）。
- ③ 「非自発的失業世帯（法定軽減対象分）に係る一般被保険者数」（#041～#044）については、医療分及び後期分は保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表様式第2-1号より、介護分は様式第2-3号より転記していること。
- ④ 「非自発的失業世帯（法定軽減対象外）に係る一般被保険者数」（#111～#114）については、法定軽減対象分に準じて、各年度の10月31日までに把握した該当者数を確認し入力すること。
- ⑤ 「非自発的失業による軽減分の保険基盤安定負担金繰入額」（#061、#062）については、保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表様式第2-4号より転記していること。
- ⑥ 「非自発的失業世帯（法定軽減対象分）に係る保険料（税）調定総額（軽減後）」（#071、#072）については、保険基盤安定負担金算定対象分（法定軽減対象分）であり、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した、賦課期日現在における非自発的失業世帯（法定軽減対象分）に係る一般被保険者分の保険料（税）調定額（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額）を入力すること（条例減免後の調定額を入力すること。）。
- ⑦ 「非自発的失業世帯（法定軽減対象外）に係る保険料（税）調定総額」（#131、#132）については、法定軽減対象分に準じて、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した、賦課期日現在における非自発的失業世帯（法定軽減対象外）に係る一般被保険者分の保険料（税）調定額（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額）を入力すること。（条例減免後の調定額を入力すること。）
- ⑧ 「非自発的失業者世帯（法定軽減対象分・賦課期日現在）に係る未就学児均等割保険料繰入額」（#181、#182）の欄は、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した、各年度の未就学児均等割保険料繰入額のうち、賦課期日時点で低所得者軽減の適用を受けている一般被保険者である非自発的失業者の世帯に属する未就学児に係る分

の金額を入力すること。

- ⑨ 「非自発的失業者世帯（法定軽減対象外・賦課期日現在）に係る未就学児均等割保険料繰入額」（＃１９１、＃１９２）の欄は、「令和５年度」については令和５年１０月３１日までに、「令和６年度」については令和６年１０月３１日までに把握した、各年度の未就学児均等割保険料繰入額のうち、賦課期日時点で低所得者軽減の適用を受けていない一般被保険者である非自発的失業者の世帯に属する未就学児に係る分の金額を入力すること。

- (15) 様式３３の「平成３１年２月１日付保発０２０１第６号通知による改正後の基準等による一部負担金減免」の「一部負担金減免額」（＃０２２）は、令和６年１月１日から同１２月３１日までの間については、平成３１年２月１日付保発０２０１第６号の通知により改正された昭和３４年３月３０日付保発第２１号通知に基づき、世帯主及びその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が、当該世帯主等について生活保護法の規定の適用があるものとして、同法第１１条第１項第１号から第３号までに掲げる扶助について基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に１０００分の１１５５を乗じた額（以下「基準額」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が「基準額」の３ヶ月分に相当する額以下である世帯の、入院療養を受ける被保険者に対して行った当該入院療養に係る一部負担金の減免額とし、その合計額を入力すること。

- (16) 様式Ｔ（離職者に係る国民健康保険料（税）の減免に係る特別調整交付金）の交付申請については、次に掲げる者で保険者が減免と認めた者を対象として差し支えないものとする。

- ① 雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者
- ② 国民健康保険加入中の者で自営業等の廃業、倒産等により失業した者
- ③ 離職理由を客観的に確認できる書類等が存在しないが、面談等により実情を把握し、非自発的な離職であると保険者が認めた者

※ ②、③に該当する場合の離職理由は①に準ずること。

また、「減免対象被保険者（減免申請時点）」（＃１１１～＃１１４）については、申請までに把握した離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数を入力すること。

- (17) 様式Ｑ（制度改正に伴う財政負担増に係る特別調整交付金）の交付申請については、過去の特別調整交付金交付基準において財政支援の対象となっていたものの、現在は財政支援の対象となっていないものを想定しており、都道府県への提出があった際には支出内容をヒアリング等で十分に確認することとし、必要に応じて添付書類の提出を求める等、所要の措置を講じること。

- (18) 様式ＡＣ（後発医薬品の普及促進に係る特別調整交付金）の交付申請については、希望カード分とパンフレット分を別々に算出し、その合算額を調整基準額１とすること。なお、希望カードとパンフレットそれぞれの作成単価の上限を３０円、作成数の

上限を令和6年の年間平均被保険者数とすること。

希望カードとパンフレットが一体型となっているものを作成した場合は、実単価を2で除した額をそれぞれの単価とし、作成数はどちらにも実際の作成部数を入力すること（1枚のパンフレットに希望カードが複数枚付いている場合も同様。）。

- (19) 様式AFの「国基準に基づく減免対象者に係る保険料（税）減免額」（#021～#024）、（#026、#027、#029、#030）、（#071～#074）、（#076、#077、#079、#080）は、令和7年1月31日までに把握した被用者保険の被扶養者（以下「旧被扶養者」という。）の減免対象者に対し、国基準に基づき減免した保険料（税）減免額（法定軽減後かつ医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合算額）の総額を入力し、年度途中から旧被扶養者の減免対象となった場合は実際に減免された月からの月割保険料算定額を入力すること（「応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」（平成30年12月12日事務連絡）を参照。）。

なお、「所得割額」欄について、保険料が賦課限度額を超過している場合は、その分については減免額から除く必要があるので、必ず確認すること。

- (20) 様式AM-1の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

- ① 「基準失業者数（法定軽減対象分）」（#101、#102）は、保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表様式第2-1号（医療分）より転記していること。
- ② 「非自発的失業対象者数（法定軽減対象分）」（#201～#212）は、令和7年1月31日までに把握した各月末時点の非自発的失業世帯（法定軽減対象分）に係る一般被保険者数（法定軽減対象分）を入力すること。
- ③ 「一般被保険者数（賦課期日現在）」（#404～#407）は、賦課期日現在の一般被保険者数であって、各年度の10月31日までに把握したものをそれぞれ入力すること。
- ④ 「保険料（税）調定総額（一般被保険者分）」（#414～#417）は、「一般被保険者数（賦課期日現在）」で計上された者の保険料（税）調定総額を入力すること（各年度の10月31日までに把握した条例減免後の調定総額を入力すること。）。
- ⑤ 「非自発的失業世帯（法定軽減対象分）に係る保険料（税）調定総額（軽減後）」（#444～#447）は、保険基盤安定負担金算定（法定軽減）対象分であり、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した賦課期日現在における非自発的失業世帯（法定軽減対象分）に係る一般被保険者分の保険料（税）調定額を入力すること。（条例減免後の調定額を入力すること。）
- ⑥ 「非自発的失業者世帯（法定軽減対象分・賦課期日の翌日以降）に係る未就学児均等割保険料繰入額」（#474、#476）の欄は、各年度の未就学児均等割保険料繰入額のうち、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した、賦課期日の翌日以降に低所得者軽減の適用を受けている一般被保険者である非自発的失業者の世帯に属する未就学児に係る分の金額を入力すること。

なお、4月末の方が3月末より人数が多いことは通常考えられないので、再度数

字を確認すること。

(21) 様式AM-2の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

- ① 「基準失業者数（法定軽減対象外）」（＃101、＃102）は、法定軽減対象分に準じて、各年度の10月31日までに把握した賦課期日時点における非自発的失業世帯（保険基盤安定負担金算定対象分（法定軽減対象分）を除く）に属する一般被保険者数（医療分）を入力すること。
- ② 「非自発的失業対象者数（法定軽減対象外）」（＃201～＃212）は、法定軽減対象分に準じて、令和7年1月31日までに把握した各月末時点の非自発的失業世帯（法定軽減対象外）に係る一般被保険者数（法定軽減対象外）を入力すること。
- ③ 「一般被保険者数（賦課期日現在）」（＃404～＃407）は、賦課期日現在の一般被保険者数であって、各年度の「10月31日までに把握したものをそれぞれ入力すること。
- ④ 「保険料（税）調定総額（一般被保険者分）」（＃414～＃417）は、「一般被保険者数（賦課期日現在）」で計上された者の保険料（税）調定総額を入力すること（各年度の10月31日までに把握した条例減免後の調定総額を入力すること。）。
- ⑤ 「非自発的失業世帯（法定軽減対象外）に係る保険料（税）調定総額」（＃444～＃447）は、保険基盤安定負担金算定（法定軽減）対象外であり、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した、賦課期日現在における非自発的失業世帯（法定軽減対象外）に係る一般被保険者分の保険料（税）調定額を入力すること（条例減免後の調定額を入力すること。）。
- ⑥ 「非自発的失業者世帯（法定軽減対象外・賦課期日の翌日以降）に係る未就学児均等割保険料繰入額」（＃474、＃476）の欄は、「令和5年度」については令和5年10月31日までに、「令和6年度」については令和6年10月31日までに把握した、各年度の未就学児均等割保険料繰入額のうち、賦課期日の翌日以降に低所得者軽減の適用を受けていない一般被保険者である非自発的失業者の世帯に属する未就学児に係る分の金額を入力すること。

(22) 様式AN（20歳未満の被保険者が多いこと等に係る特別調整交付金）の交付基準は都道府県向けであるが、市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目した再配分を行うことを基本としているため、市町村において交付額の算定の基礎となる基礎表を作成すること。※都道府県様式CA参照。

また、「一般被保険者総数」の欄には、国民健康保険実態調査〔保険者票〕の一般被保険者の合計を入力、「一般被保険者の20歳未満の数」の欄には、国民健康保険実態調査〔保険者票〕の一般被保険者の0～19歳の人数を入力すること。

(23) 様式AP-1「特別調整交付金算出基礎表」の保険料（税）減免の特例措置、一部負担金免除の特例措置及び固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援に係る「事業に要する経費（千円）」（＃011、＃021）、（＃031）及び（＃041）については、令和7年1月上旬に通知予定である令和

6年度災害臨時特例補助金の（追加）交付決定（交付決定一部取消）通知書（以下「決定通知書」という。）の「事業に要する経費」を千円単位で入力すること。

また、保険料（税）減免の特例措置、一部負担金免除の特例措置及び固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援に係る「令和6年度災害臨時特例補助金交付額（千円）」（＃012、＃022）、（＃032）及び（＃042）については、決定通知書の「補助金の額」を千円単位で入力すること。

(24) 様式AP-3「特別調整交付金算出基礎表」のうち、「東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増」の交付申請は、岩手県、宮城県及び福島県が対象であり、「対象保険者」（＃013）の欄は、当該3県の保険者は「1」を入力すること。（初期値「0」）

(25) 様式AS（国民健康保険の財政負担となる影響等があること。）の申請については、交付申請時に次の書類を作成し、併せて提出すること。

- ① 該当様式の算出基礎表を朱書訂正したもの（手書き可）
- ② 理由書（都道府県知事から厚生労働大臣宛で作成し、今回の事態発生の原因、事務等の改善方策、再発防止策などを詳細に記載すること。）

また、該当市町村がある都道府県においては、「R6様式AS 該当市町村一覧（別紙1）」を作成し、上記書類を取りまとめの上、朱書訂正した事業実績報告書（都道府県様式第1）とともに、調整交付金の交付申請書提出時に電子媒体で提出すること。

なお、電子媒体をメールで送付する際の標題は「（都道府県番号）（都道府県名）R6様式AS 該当市町村一覧」とすること。

(26) 様式AU「特別調整交付金算出基礎表」の「年間平均対象被保険者数」（＃011）については、令和6年1月から同年12月までの各月末の外国人被保険者数を合算して、12で除した値を入力すること。

(27) 様式BA（保険医療機関の診療報酬の不正請求により医療給付費の財政負担増があること。）について申請を行う場合は、令和7年2月7日（金）までに「申請様式BAの添付書類」を当職宛て提出すること。

(28) 様式BF（市町村事務処理標準システムをクラウド構成（DBサーバも仮想化）、ガバメントクラウド環境構築で導入するために要した費用があること。）について、「主な事業内容」及び「経費」の欄は、「市町村事務処理標準システムの導入準備に係る令和6年度特別調整交付金による財政支援について」（令和6年11月11日事務連絡）における「令和6年度特別調整交付金（市町村事務処理標準システムの導入準備に係る財政支援）の交付基準額の設定等に係る考え方」に基づき、交付対象として認められた費用のうち、同資料の項番1の②の区分について、「主な事業内容」の欄に「PC等の機器調達費用、機器のセットアップ等の導入作業費用」と入力し、その経費を円単位で入力すること。また、「交付限度額」の欄については、当省から交付限度額として

認められた額を千円単位で入力すること。

- (29) 様式B G（市町村事務処理標準システムを導入するために要した費用があること。）について、「主な事業内容」及び「経費」の欄は、「市町村事務処理標準システムの導入準備に係る令和6年度特別調整交付金による財政支援について」（令和6年11月11日事務連絡）における「令和6年度特別調整交付金（市町村事務処理標準システムの導入準備に係る財政支援）の交付基準額の設定等に係る考え方」に基づき、交付対象として認められた費用のうち、同資料の項番1の①の区分について、「主な事業内容」の欄に「データ移行、運用設計、運用設定及び運用試験・システム切替に要する費用」と入力し、それぞれの経費を円単位で入力すること。また、「交付限度額」の欄については、当省から交付限度額として認められた額を千円単位で入力すること。

- (30) 様式B K（新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること）について、「傷病手当金の支給に伴う財政負担増」の「事業に要する経費」（#051、#061及び#071）の欄は、令和6年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）の「新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること。」に基づき算定した金額を千円単位（千円未満切り捨て）で入力すること。

- (31) 様式B M（次の事業において周知広報等に要した費用があること）において、複数の項目を同一のパンフレット等に掲載した場合の申請については、「複数項目における周知広報等（合算費用）」の「事業内容」欄に、当該複数の項目を入力するとともに、「費用」欄に、当該複数の項目における周知広報費用等の合算額を円単位で入力すること。

例えば、臓器提供、柔道整復師、海外療養費の3項目の周知広報を、同一のパンフレットに掲載した場合、「事業内容」欄に、「臓器提供、柔道整復師、海外療養費に係るパンフレット」等と入力すること。

- (32) 様式B O（感染症のまん延防止等のために傷病手当金の支給に要した費用があること）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症等の全国的かつ急速なまん延等を防止するため、これらの感染症の感染者等に対し保険者が傷病手当金を支給した際に国が財政支援する旨の事務連絡を発出した場合において、申請可能であること。

なお、本事務連絡（「令和6年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請手続等について」）の送付時点において、上記の事項に該当するものはないため、留意すること。

- (33) 様式B P（令和6年能登半島地震による財政負担増があること）の、各入力項目については、以下のとおり入力すること。

- ① 「事業に要する経費」の各欄（保険料（税）減免による財政負担（令和5年度保険料分）を除く）は、都道府県から令和7年2月（予定）に発出された令和6年

度国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金（令和6年能登半島地震対応分）交付決定通知書の別紙の「事業に要する経費」を千円単位（千円未満切り捨て）で入力すること。

- ② 「保険料（税）減免による財政負担（令和5年度保険料分）」の「事業に要する経費」の欄は、令和6年度特別調整交付金交付基準「令和6年能登半島地震による財政負担増があること」に基づき算定した金額を千円単位（千円未満切り捨て）で入力すること。
- ③ 「令和6年度災害等臨時特例補助金交付額」の各欄は、都道府県から令和7年2月（予定）に発出された令和6年度国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金（令和6年能登半島地震対応分）交付決定通知書の別紙の「補助金の額」を千円単位で入力すること。

- (34) 様式4-1、4-2、5「普通調整交付金算出基礎表（基準総所得金額等）」の「基準応益割額」及び「基準応能割率」の各欄については、都道府県から示された値を入力すること。

基準総所得金額は、有所得者毎に千円未満を切り捨てて集計された千円単位の金額であることから、入力単位に誤りがないか十分に確認すること。

また、様式第4-1、4-2の附表(1)、(2)及び様式第5の附表の「令和6年度限度額超過分基準総所得金額算出表」は、基準総所得金額が限度額（医療分保険料（税）について、賦課限度額が65万円未満の保険者においては65万円、後期高齢者支援分保険料（税）について、賦課限度額が24万円未満の保険者においては24万円、介護分保険料（税）について、賦課限度額が17万円未満の保険者においては17万円とする。）を超える世帯について入力すること。

なお、様式4-1、4-2の「限度額を超える世帯数及び当該世帯の被保険者数」欄について、被保険者数を世帯数で割ったときに、稀に1世帯あたりが二桁の人数で報告されていることがあるので、入力に誤りがないか確認すること。

<都道府県様式関係>

- (1) 都道府県は市町村に対し、次のデータを提供すること。

①市町村様式（基礎表X（その1、その2））の作成に必要となる次の額。

※按分額については、【別添1】按分額算出表により算出し、市町村への提供に当たっては、【別添2】令和6年度按分額を適宜活用すること。

〔前期高齢者納付金〕

- ・国から示された按分額算出表に基づき算出した円単位による「前期高齢者納付金按分額」（本年度概算前期高齢者納付金額、前々年度精算額及び前々年度調整額を基に算出した額）

〔前期高齢者交付金〕

- ・国から示された按分額算出表に基づき算出した円単位による「前期高齢者交付金按分額」（本年度概算前期高齢者交付金額、概算調整対象基準額、前々年度精算額及び前々年度調整額を基に算出した額）

〔後期高齢者支援金〕

- ・国から示された按分額算出表に基づき算出した円単位による「後期高齢者支援金按分額」（本年度概算後期高齢者支援金、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金、前々年度精算額及び前々年度調整額を基に算出した額）

〔介護納付金〕

- ・国から示された按分額算出表に基づき算出した円単位による「介護納付金按分額」（本年度概算介護納付金額、前々年度介護納付金額精算分及び前々年度介護納付金額調整分を基に算出した額）

②市町村様式（様式第4－1、4－2、5）の作成に必要となる基準保険料率（基準応益割額・基準応能割率）

※提供に当たっては、【別添3】令和6年度基準保険料率を適宜活用すること。（下記（3）基礎表X（その4）参照。）

（2）基礎表X（その3）の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

〔前期高齢者納付金〕

- ① 「本年度概算前期高齢者納付金」（#022）については、支払基金より通知された「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第4号__別紙1（その1）令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「本年度」の「（1）概算額」のうち「前期高齢者納付金」（※事務費は含めないこと。）を円単位で入力すること。
- ② 「前々年度精算額」（#042）については、支払基金より通知された「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第4号__別紙1（その1）令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「前々年度」の「（4）精算額」のうち「前期高齢者納付金」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。
- ③ 「前々年度調整額」の欄（#062）については、支払基金より通知された「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第4号__別紙1（その1）令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「前々年度」の「（5）調整金額」のうち「前期高齢者納付金」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

〔前期高齢者交付金〕

- ④ 「本年度概算前期高齢者交付金」の欄（#122）については、支払基金より通知された「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第4号__別紙1（その1）令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「本年度」の「（1）概算額」のうち「前期高齢者交付金」の額を円単位で入力すること。
- ⑤ 「前々年度精算額」の欄（#142）については、支払基金より通知された「令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第4号__別紙1（その1）令和6年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「前々年度」の「（4）精算額」のうち「前期高齢者交付金」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

⑥ 「前々年度調整額」の欄（＃１６２）については、支払基金より通知された「令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第４号__別紙１（その１） 令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「前々年度」の「（５）調整金額」のうち「前期高齢者交付金」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

⑦ 「本年度概算退職被保険者等に係る概算調整対象基準額」の欄（＃０９２）については、支払基金より通知された「令和５年度退職者医療交付金確定額通知書」の「令和６年度退職者医療交付金交付申請金額計算書（附則様式第７号）」より、「「⑥本年度退職被保険者等に係る調整対象基準額等の合計額」の算出計算内訳」の「○. 本年度退職被保険者等に係る額」のうち「調整対象基準額」の額を円単位で入力すること。

〔後期高齢者支援金〕

⑧ 「本年度概算後期高齢者支援金」の欄（＃１９２）については、支払基金より通知された「令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第４号__別紙１（その１） 令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「本年度」の「（１）概算額」のうち「後期高齢者支援金」（※事務費は含めないこと。）を円単位で入力すること。

⑨ 「前々年度精算額」の欄（＃２１２）については、支払基金より通知された「令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第４号__別紙１（その１） 令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「前々年度」の「（４）精算額」のうち「後期高齢者支援金」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

⑩ 「前々年度調整額」の欄（＃２３２）については、支払基金より通知された「令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の「前期様式第４号__別紙１（その１） 令和６年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」により、「前々年度」の「（５）調整金額」のうち「後期高齢者支援金」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

⑪ 「退職被保険者等に係る後期高齢者支援金」の欄（＃２５２）については、支払基金より通知された「令和５年度退職者医療交付金確定額通知書」の「令和６年度退職者医療交付金交付申請金額計算書（附則様式第７号）」より、「「⑥本年度退職被保険者等に係る調整対象基準額等の合計額」の算出計算内訳」の「○. 本年度退職被保険者等に係る額」のうち「後期高齢者支援金」の額を円単位で入力すること。

〔介護納付金〕

⑫ 「本年度概算介護納付金額」の欄（＃３３２）については、支払基金より通知された「令和６年度介護給付費・地域支援事業支援納付金納付通知書」の「様式第１号__別紙１ 令和６年度介護給付費・地域支援事業支援納付金額計算書」により「（１）概算納付金額」を円単位で入力すること。

⑬ 「前々年度介護納付金精算分」の欄（＃３５２）については、支払基金より通知された「令和６年度介護給付費・地域支援事業支援納付金納付通知書」の「様式第１号__別紙１ 令和６年度介護給付費・地域支援事業支援納付金額計算書」により、「（４）精算額」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

- ⑭ 「前々年度介護納付金調整分」の欄（＃３７２）については、支払基金より通知された「令和６年度介護給付費・地域支援事業支援納付金納付通知書」の「様式第１号―別紙１ 令和６年度介護給付費・地域支援事業支援納付金額計算書」により、「（５）調整金額」の額を正負の符号を逆にして円単位で入力すること。

[その他]

- ⑮ 「本年度概算病床転換支援金」の欄（＃２８２）及び「退職被保険者に係る病床転換支援金」の欄（＃３０２）は、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室から発出された平成２２年２月２６日付事務連絡（社会保険診療報酬支払基金宛「平成２２年度における病床転換支援金等の取扱いについて」）により病床転換支援金は、令和６年度についても徴収されないことから、「０」を入力すること。
- ⑯ 「保険基盤安定繰入金」の各欄は、基礎表Ⅹ（その２）より、各年度の繰入金総額（保険者支援分も含む）が集計し転記されること。
- ⑰ 「未就学児均等割保険料繰入金」の各欄は、基礎表Ⅹ（その２）より、各年度の繰入金総額が集計し転記されること。
- ⑱ 「高額医療費負担対象額の１／２相当額」の欄は、「国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱（平成１２年４月１２日厚生省発保第９７号）」に定める様式第３-２（国民健康保険高額医療費負担金申請書）の「前期調整後高額医療費負担対象額①」の額に１／２を乗じた額を円単位で入力すること（円未満の端数は切り捨て）。

- (3) 基礎表Ⅹ（その４）の各入力項目については、以下のとおり入力すること。

「仮係数」及び「本係数」については、国から通知された値を正しく入力すること。

※入力に当たっては、申請書作成システムの開発業者から納品される取扱説明書を参照すること。

基礎表Ⅹ（その４）の「既交付済額」（＃１９２、＃１９４、＃１９６）については、令和６年８月２８日保国発０８２８第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知の別紙「令和６年度調整交付金交付額一覧表」の第２四半期交付額と同金額を入力すること。

「既交付決定額」（＃２０２、＃２０４、＃２０６）については、令和６年８月２８日保国発 ０８２８ 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知の別紙「令和６年度調整交付金交付額一覧表」の交付決定額合計と同金額を入力すること。

「既交付済額」及び「既交付決定額」の医療分の額は「国民健康保険財政調整交付金」の額、後期分の額は「国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金」の額、介護分は「国民健康保険介護納付金財政調整交付金」の額となること。

「仮係数（基準応益割額（＃１６２、＃１６４、＃１６６）、基準応能割率（＃１７２、＃１７４、＃１７６））」については、都道府県はこの値を市町村に提供し、市町村はこの値に基づいて基準総所得金額（賦課限度額控除後）を算出することになることから、市町村に対して、基準応益割額等に入力誤りがないよう指示等を行うこと。

- (4) 様式ＣＡ（２０歳未満の被保険者が多いこと等による財政影響があること）については、財政調整機能の強化として、２０歳未満の被保険者数に応じた特別調整交付金の交付を拡充し、都道府県向けの特別調整交付金として交付することとなったが、交付額については、各都道府県において、市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に

着目した再配分を行うことを基本としていること。※市町村様式AN参照。

- (5) 様式CC（国民健康保険の財政負担となる影響等があること）の調整基準額2については、国から別に指示があった場合に限り入力すること。

また、調整基準額1について入力する場合は、交付申請時に次の書類を作成し、併せて提出すること。

① 朱書訂正した事業実績報告書

② 理由書（都道府県知事から厚生労働大臣宛で作成し、今回の事態発生の原因、事務等の改善方策、再発防止策などを詳細に記載すること。）

- (6) 様式Z-3「特別調整交付金交付内訳表」（都道府県分）の「追加激変緩和」（#024）については、令和7年2月（予定）に発出された「令和6年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付）申請に当たっての交付申請額（内示額）について」における別紙内示額のうち、特別調整交付金・追加激変緩和措置（都道府県分）の額を入力すること。

- (7) 様式第1「令和6年度国民健康保険調整交付金交付申請書並びに事業実績報告書」については、以下のとおり取り扱うこと。

下記の事項については、以下の方法により分割することになるので、別途連絡する率を入力することにより当該金額を修正し、別途連絡する期日までに再提出すること。

・「後期高齢者支援金財政調整交付金」及び「病床転換支援金財政調整交付金」は、様式Z-4の「新按分率（後期分）」を用いることにより自動的に分割される。

4 市町村向け特別調整交付金の申請に係る事前協議について

令和6年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）における申請事由6(1)「令和6年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること」については、令和7年1月22日（水）までに関係資料を提出の上、当省に事前協議すること。なお、事前協議の関係資料に係る提出メールの標題は、「【（都道府県番号）（都道府県名）】令和6年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）の事前協議資料の送付について」と記載すること。

5 交付申請書等の申請手続について

局長通知において、交付申請書等の申請手続の際に国保システムで作成した様式を提出することとしているが、メールで進達することとし、その際は次の点に注意すること。

※紙媒体での申請書の提出は不要。

① データと提出する申請書の内容が一致していること。

※交付額の算出は国保システムで作成された電子データを用いて行うため、都道府県においては提出前に、提出する申請書と電子データの申請内容が一致しているか必ず確認すること。

市町村データの差替えが発生した際に都道府県集計表の再集計が漏れていることがあるので注意すること。

また、当課施設係へ提出している様式L（直営診療施設の運営に係る特別費用）、様式第30（へき地直営診療所）のデータについて差替えがあった場合、様式Zの各データを差し替えるため、再集計が必要になるが、再集計後の差替えデータについて、財政第二係への提出漏れが見受けられるので特に注意すること。

② 圧縮ファイル名は変更しないこと。

③ メールの標題等に都道府県名、送信日時、ナンバーを表記することにより、直近のデータであることがわかるようにすること。

（例）

- ・ 「(都道府県番号)(都道府県名) 2月○日（木）AM10:00 No.1」
- ・ 「(都道府県番号)(都道府県名) （最終差替）2月○日（金）PM1:30 No.2」

④ メール宛先は下記のアドレスに送付すること。

- ・ zaisei2@mhlw.go.jp （財政第二係宛）

⑤ メールでのデータ送信方法等については、メーカーに確認すること。

⑥ 交付申請書と併せて、国庫補助金等申請時の退職振替処理に係る確認書【提出用】（別紙2）を作成の上必ず添付すること。

⑦ 戻入が発生した際はすでにご連絡しているとおり、大変短い期間での返納事務となるため、提出期限は厳守すること。